

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 27 日

学校法人福岡聖マリア学園
理 事 会 御中
評議員会 御中

監 事 佐田 一兵衛 

監 事 谷口 純子 

私たちは、私立学校法第 37 条 3 項に基づく監査を行なうため、学校法人福岡聖マリア学園の寄附行為第 7 条の規定に従い、学校法人福岡聖マリア学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以上